

(電子メール施行)
高第 2200 号
令和 4 年 3 月 7 日

各高齢者福祉施設長 様
各介護サービス事業所の長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

まん延防止等重点措置実施区域の指定の再延長に伴う高齢者福祉施設等
における感染防止策の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、オミクロン株による全国的な新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にあるものの減少は緩慢で、病床使用率は6割を超え高い水準にあります。また、高齢者施設等でクラスターが発生し、引き続き医療のひっ迫が懸念される状況です。

本県においても、1月27日から3月6日までの間を措置実施期間として指定を受けていた新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置実施区域の指定について、3月21日まで延長することが国において決定されたことを踏まえ、本県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議においても下記第1のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定したところです。

オミクロン株に顕著な特徴として高齢者等において感染を契機に基礎疾患が増悪することがあります。このことから、高齢者の感染を抑制するため、高齢者施設における対策を徹底することが重要です。

このため本県においては、医療的ケアが必要な入所者に適切に対応するための往診の促進をはじめとした施設等での医療的ケアの支援など高齢者施設等への支援について、下記第3のとおり強化することとしました。また、各施設等においては、下記第2に記載する基本的な感染防止対策の徹底がなされているか、改めて点検をお願いします。これらのことを含めて、各施設等に対しては、下記第2から第5までの事項について要請いたします。

については、別添資料等を参考に、引き続きオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を徹底した上で、事業を実施いただきますよう改めてお願いいたします。

記

第1 本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

第2 感染拡大防止策の徹底

1 感染対策の徹底

(1) 感染防止対策の徹底

各施設等の職員に対して、出勤前の検温や、発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底いただくとともに、①不織布マスクの着用や手洗い等の基本的な感染対策の徹底、②感染リスクの高い場面、場所への外出は避けること等リスクの高い行動の回避、③ワクチンの積極的な接種等を通じ、感染対策を徹底すること。

また、各施設等においては、レクリエーション時のマスク着用や、送迎時の複数の窓開け等基本的な感染防止策を徹底すること。

これらのことについて、各施設等において、参考1の動画と、参考2のポスターを活用し、普段は見落とされがちで、気を付けるべきと考えられる内容や必要な取組を確認すること。

【参考1】 兵庫県看護協作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」
<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>

【参考2】 兵庫県ホームページ（「2 県内全域でまん延防止等重点措置が実施されています。引き続き、感染防止対策の徹底した上での介護サービスの継続提供をお願いします。」の項中「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスターをご活用ください。」）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

(2) 各施設等での面会の対応

感染拡大状況の中、利用者等のQOLを考慮しつつも、感染拡大防止の観点を踏まえ、直接面会からオンライン面会等までを含めた対応を検討すること。

【参考】 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について（令和3年11月24日付け国事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf>

2 各施設等従事者に対する集中的検査

入所系施設、通所系施設における感染者を早期に発見し、事業継続を支援するため、無症状の当該施設等の従事者に対し実施する全額公費による任意の検査を積極的に受検すること。

【参考】 兵庫県ホームページ（高齢者施設の従事者に対する新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施について）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shisetsukensa.html>

第3 医療ケア支援の活用

1 看護師等の派遣

高齢者施設等において患者が発生した際に、所管健康福祉事務所等と連携して、県看護協会等による施設の感染拡大防止対策の指導及び医療従事者の支援を必要に応じて活用すること。なお、県は、派遣された看護師等に対して支援を実施する。

【参考】兵庫県ホームページ（社会福祉施設等の感染者発生時における初動体制構築指導事業への感染管理認定看護師等の派遣について）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/hpkeisaiyou.pdf>

2 医師の往診等

やむをえず施設内で待機・療養を行う新型コロナウイルス感染症患者が必要とする医療ケアに適切に対応するため、併設保険医療機関の医師や配置医師による通常健康観察に加え、必要に応じて外部の保険医療機関の医師による往診等についても活用すること。なお、県は、往診等を実施した医療機関等に対して支援を実施する（円滑な往診実施等のための仕組みを調整中）。

【参考】兵庫県ホームページ（「新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等に対する往診支援事業及び訪問看護支援事業の募集」）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/r3ousinhoumonnkanngosien.html>

3 酸素濃縮装置の貸与

配置医師等の指示により施設内療養者が酸素濃縮装置の使用が必要となった場合には、所管健康福祉事務所(保健所)等が貸与する酸素濃縮装置について、必要に応じて、該当事務所(保健所)と調整の上で活用すること。

第4 介護サービス提供支援の活用

1 要介護療養者に対する介護サービス提供支援

訪問看護又は訪問介護の事業所は、在宅の感染高齢者に対して引き続きサービスの継続提供を行うよう努めること。この場合において県は、提供事業所に支給する協力金（訪問看護：52,000円/日、訪問介護：38,000円/日等）の支給による支援を実施する。

【参考】兵庫県ホームページ（「4 新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策のご活用・取組へのご協力をお願いします」の(5)）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>

2 感染者発生時の健康管理支援事業

感染した施設入所者が入院できず施設内で療養した場合、安心して施設内での療養が継続できるよう、医療支援に必要な経費の支援について、必要に応じて活用すること。

【参考】兵庫県ホームページ（「4 新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策のご活用・取組へのご協力をお願いします」の(4)）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>

第5 感染者発生時の事業継続支援事業の活用

1 サービス継続支援事業

感染した利用者等に介護サービスを継続するために、県が提供する衛生資材と、かかり増し経費に関し交付するサービス継続支援事業補助金について、必要に応じて活用すること。

【参考】兵庫県ホームページ（「4 新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策のご活用・取組へのご協力をお願いします」の(3)）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>

2 兵庫県協カスキーム

施設において職員等が感染し、職員不足のため介護サービスの継続が困難な場合、当該施設等に他の施設職員が応援する仕組（兵庫県協カスキーム）について、必要に応じて活用すること。

【参考】兵庫県ホームページ（「4 新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策のご活用・取組へのご協力をお願いします」の(2)）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>

3 退院受入れ支援

退院基準を満たし退院する高齢者の施設等での受入れについて、まん延防止等重点措置実施区域等の指定がされている間の支援金の額を拡充（300 千円/人）するので、積極的に活用すること。

【参考】兵庫県ホームページ（「4 新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策のご活用・取組へのご協力をお願いします」の(6)）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--

まん延防止等重点措置再延長 感染防止徹底要請！

まん延防止等重点措置が3月21日まで再延長されます。県内の新規感染者数は減少傾向にあるものの、1週間平均3千人、病床使用率は6割を超え高い水準にあります。家庭、高齢者施設、学校・保育所、事業所等では依然感染者数が多く、高齢者等の死亡事例も増加しています。

一刻も早く感染を収束させるため、県民一人一人におかれては、今一度、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の徹底をお願いします。

【オミクロン株の感染の特徴】

- ・飛沫や換気の悪い場所でのエアロゾルによる感染が多い。
- ・子どもが感染しやすくなっており、学校等での感染に加え、家庭に持ち帰り家庭内での感染が拡大
- ・高齢者を中心に基礎疾患のある者において、感染を契機に基礎疾患が増悪する傾向

1 基本的な感染防止策の徹底

- ・定期的な室内換気、適切なマスク着用、こまめな手洗いや手指消毒、人と人との距離確保、ゼロ密（三密（密閉・密集・密接）の回避）など日常生活での基本的な感染防止策を徹底してください。
- ・家庭内でのこまめな手洗い、消毒、換気、家族の健康管理、高齢者や子どもの感染防止策を徹底してください。
- ・飲食は少人数で黙食を基本とし、会話をする際はマスク（不織布マスクを奨励）の着用を徹底してください。
- ・飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒を徹底してください。
- ・発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出・移動を控え、医療機関に電話のうえ受診してください。

2 リスクの高い行動の回避

- ・混雑している場所や時間を極力避けて、少人数で行動してください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会うなどにより、感染リスクを減らしてください。
- ・多数利用施設では、入場者の整理やマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染防止策を徹底してください。
- ・発熱等の症状がある場合、外出は控えてください。

3 ワクチンの積極的な接種

- ・積極的な追加接種とともに、1・2回目の未接種者も積極的に接種を検討してください。特に高齢者や基礎疾患のある方は、積極的な接種をお願いします。

まん延防止等重点措置再延長 感染防止徹底要請！

まん延防止等重点措置の実施期間が3月21日まで再延長されます。県内の新規感染者数は減少傾向にあるものの、1週間平均3千人、病床使用率は6割を超え高い水準にあります。高齢者施設、学校・保育所、事業所等では依然感染者数が多く、高齢者等の死亡事例も増加しています。

一刻も早く感染を収束させるため、今一度、次の取組の徹底をお願いします。

1 飲食店等での対策の徹底

- 飲食店等は、以下の営業時間、入店案内の厳守をお願いします。

区分		認証店舗	非認証店舗
期間		令和4年1月27日（木）～3月21日（月）	
区域		県全域	
措置内容	営業時間	5時～21時（酒類提供は11時～20時30分）＊いずれかを選択 5時～20時（酒類提供禁止）	営業時間：5時～20時（酒類提供禁止）
	入店案内	同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）飲食	同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）飲食

- 飲食店等の利用者の密の回避、換気の確保、会話時のマスク着用、大声の回避など、感染対策の徹底をお願いします。カラオケ設備利用時は特に徹底してください。

2 感染防止取組の徹底等

- 業種別ガイドラインに基づく感染対策の徹底をお願いします。
- 多数利用施設では、入場者の整理やマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策を徹底してください。特に高齢者施設、病院、学校・保育所、事業所などクラスターを発生させやすい施設は特に注意してください。
- 感染防止安全計画を策定・確認を受けたイベントは人数上限20,000人（収容率：100%[大声無し前提]）、それ以外は人数上限5,000人（収容率：大声無し100%、大声あり50%）の厳守をお願いします。

3 出勤抑制等

- 接触機会低減のため、ローテーション勤務、時差出勤、在宅勤務（テレワーク）の推進をお願いします。特に高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦など重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮をお願いします。
- 事業継続計画に基づく適切な取組をお願いします。

クラスター発生を踏まえた感染防止策

(別紙)

高齢者施設等

- 「介護現場における感染対策の手引き」や兵庫県作成の感染予防ポスターやチェックリスト活用による対応の徹底
(平時からの感染対策の取組の徹底、感染が発生した場合の適切な対応・ケア)
- 施設利用者及び従事者へのワクチン追加接種の促進
- 日々の体調管理の徹底、頻回検査の受検
- 面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会実施等の対応を検討
- 施設等への介護サービス継続の支援や往診医師派遣による感染対応の強化
- 高齢者施設等の利用者が退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、感染管理認定看護師等の派遣など高齢者施設等での体制強化

学校等

- 室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における児童生徒が密集する運動など、感染リスクが高い教育活動は、基本的に実施を控える。
- 体育の授業時においても運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用
- 部活動について、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は一時的に制限
- 発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせた学習形態の実施

保育所・認定こども園 ・放課後児童クラブ等

- 職員や保護者のマスク着用の徹底とともに、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童は、可能な範囲で一時的に、マスク着用を推奨
※2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児は特に慎重に対応。子どもの体調変化に注意し、本人の調子が悪い場合や、持続的にマスクを適切に着用することが難しい場合は、無理して着用させる必要はない
- 感染リスクの高い活動を避けるとともに、できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践
- 遊具や玩具等を共用する場合、こまめな消毒等の徹底
- 大人数での行事の自粛、保護者等が参加する行事の見合わせ又は延期
- 手洗いの徹底、可能な範囲で机を向かい合わせにしないなどの対応の徹底
- 濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的实施

事業所

- 在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒しで設定
- 感染拡大地域への出張は、マスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動を避けること
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等の推進